

平成30年度大学教育再生戦略推進費
Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業
未来価値創造人材育成プログラム
(b)科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業

公募に関するQ & A

平成30年3月

文部科学省高等教育局専門教育課

目 次

1 申請関係

問 1	どのような大学が申請できるのか。	3
問 2	運営拠点大学と拠点大学では何が異なるのか。	3
問 3	運営拠点大学への立候補の有無で有利・不利はあるか。	3
問 4	申請にあたっては、他の大学と連携しないといけないのか。単独の大学での申請が可能か。	3
問 5	申請の際、産業界と連携していないといけないのか。	3
問 6	連携する大学の数に上限や下限はあるのか。	4
問 7	共同申請する場合、申請時点で、連携校等の了解を得ている必要があるか。	4
問 8	既に本事業の趣旨・目的に沿った教育活動を実施している場合であっても申請可能か。	4
問 9	取組の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合、どのように取り扱えばよいのか。	4
問 10	公募の対象は工学系の大学に限定されるのか。	4
問 11	事業の公募に共同申請した連携大学に対して補助金は交付されるのか。	5
問 12	補助期間終了後も継続した取組を行う必要があるのか。	5
問 13	申請要件は全て達成する必要があるのか。	5
問 14	申請要件は、本公募事業に申請する学部のみが満たせば良いのか。	5
問 15	申請要件が達成できなかった場合、ペナルティーはあるのか。	5
問 16	申請要件を維持し、又は達成するための経費は本補助金から支出可能か。	5
問 17	キャップ制は必ず採用する必要があるのか（大学において、キャップ制以外の単位の過剰登録を防ぐ取組を実施しているが、そのような取組は認められないのか）。	6
問 18	共同申請の場合、全申請校が申請要件を満たす必要があるのか。	6
問 19	申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。	6

2 申請書等関係

問 20	申請書類の作成にあたっては手書きでもよいのか。	6
問 21	申請書の内容で強調したい部分をゴシック体や太字にすることは可能か。	6
問 22	「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。	6
問 23	「事業責任者」を学長とすることはできるのか。	7
問 24	「事業責任者」は1名のみ記載すべきか。	7

問 2 5	「事業責任者」には、例えば私立大学の場合、法人職員の氏名あるいは連携する企業等の職員の氏名を記載することは可能か。	7
問 2 6	「事務担当者」には、連携する企業等の職員の氏名を記載することは可能か。	7
問 2 7	事業責任者や事務担当者のメールアドレスは、私用のメールアドレスでも構わないか。	7
問 2 8	「事業責任者」は非常勤の教職員でも構わないか。	7
問 2 9	「補助期間における各経費の明細」(様式 3) はどのように記載したらよいか。	7
問 3 0	選定された場合、「補助期間における各経費の明細」(様式 3) に記載した内容で補助金が交付されるのか。	8

3 審査等

問 3 1	審査委員の氏名は公表されるのか。	8
問 3 2	面接審査は全ての申請に対して実施するのか。	8

4 補助金関係

問 3 3	研究拠点形成費等補助金は、どのような経費に使用できるのか。	8
問 3 4	教員は自らの研究に本補助金を使用してよいのか。	9
問 3 5	補助金の経費執行に当たって留意する点はあるか。	9

【物品費】

問 3 6	フイージビリティスタディに必要な設備・機器の整備を行うことは可能か。	9
問 3 7	本補助金で什器類を購入することは可能か。	9
問 3 8	大学の施設の改修費として使用することは可能か。	9

【人件費・謝金】

問 3 9	TA の雇用単価や勤務時間の上限はあるのか。	9
問 4 0	教員等を雇用する際に、能力に基づく給与の算定を行うことは可能か。	10

【旅費】

問 4 1	事業担当者以外の教員や事務職員、教育研究支援職員等に対して、旅費を支出することは可能か。	10
問 4 2	学生に対する旅費を支出することは可能か。	10

5 その他

問 4 3	申請状況や選定状況は公表されるのか。	10
問 4 4	事前に個別相談を行うことは可能か。	10

1 申請関係

問1 どのような大学が申請できるのか。

(答)

平成30年4月1日現在において設置されている、国公立大学であれば申請できます。

なお、平成30年4月1日現在で、すでに学生募集を停止している大学については申請することはできません。また、共同申請することもできません。

問2 運営拠点大学と拠点大学では何が異なるのか。

(答)

運営拠点大学は拠点大学のうち1大学が他の拠点大学の取組状況を集約するとともに、他の拠点大学と協力し、事業の実施について取りまとめを行うことを想定しています。特に各拠点大学の取組に共通する専門基礎教育のモデル・コア・カリキュラム作成やその達成度評価、教員の教育業績評価制度の確立については、主導的役割を果たすことが求められます。

問3 運営拠点大学への申請の有無で有利・不利はあるか。

(答)

ありません。

審査は、事業内容・計画等に基づき、科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業推進委員会（以下「委員会」という。）において行います。運営拠点大学は、申請大学からの意思等に基づき、選定された大学の中から、文部科学省が決定します。

問4 申請にあたっては、他の大学と連携しないといけないのか。単独の大学での申請が可能か。

(答)

単独の大学での申請も可能ですが、フィージビリティスタディの精度の高度化と波及効果を踏まえ、他の大学と連携した大学の取組内容を加味して審査する予定です。

問5 申請の際、産業界と連携していないといけないのか。

(答)

本事業は、産学共同による教育のエコシステムの形成を目指したフィージビリティスタディを実施することを目的としているため、目的達成のための計画が具体化されていれば、必ずしも本事業の申請の段階で産業界と連携した取組を行っている必要はありません。

問6 連携する大学の数に上限や下限はあるのか。

(答)

特に上限・下限はありません。ただし、事業の内容のみならず、政策的投資の波及効果の観点から連携する大学の数や連携内容についても、事業選定の際の評価の観点の一つになります。

問7 共同申請する場合、申請時点で、連携校等の了解を得ている必要があるか。

(答)

全ての連携校の長の了解を得ていることが必要です。申請時点で了解を得た上で、共同申請校として申請してください。申請時点で了解を得ていない場合は、本事業に申請することはできません。

なお、事業選定後に本事業の参加大学として新たに参画することは可能です。

問8 既に本事業の趣旨・目的に沿った教育活動を実施している場合であっても申請可能か。

(答)

既に本事業の趣旨・目的に沿った教育活動の実績があっても申請は可能です。ただし、既存の取組の成果を検証し、その検証結果をもとにした「新たな」学部・大学院連結教育プログラムの開発を目指したフィージビリティスタディを実施する取組である必要があります(既存の取組の補てん的な位置づけではなく、発展的な取組であることが必要です。)

問9 取組の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合、どのように取り扱えばよいのか。

(答)

他の補助金等による経費措置との重複は認められません。本事業による取組と明確に区分した上で事業を実施する必要があります。

問10 公募の対象は工学系の大学に限定されるのか。

(答)

本事業は、産学共同で科学技術の社会実装に資する教育のエコシステム拠点を形成するとともに、工学分野における主専攻・副専攻(メジャー・マイナー)、ダブルメジャーといった高い専門性と俯瞰的知識を身に付けたより実践的でハイブリッドな人材の育成に必要な学部・大学院連結教育プログラムの先導的開発に向けたフィージビリティスタディを実施する大学を支援することを目的としています。そのため、工学分野を前提としていますが、必要に応じて他の分野との連携も想定されますので、必ずしも工学系の大学に限定するものではありません。

問 1 1 事業の公募に共同申請した連携大学に対して補助金は交付されるのか。

(答)

公募申請にあたり、事業を連携して行うこととして共同で申請した大学については、申請代表校を文部科学省からの補助金交付の窓口として、事業実施に必要な経費の配分（分担金）を受けることが可能です。ただし、本補助金は大学改革を推進するための補助金であるため、企業は補助金の交付を受けることはできません。

また、事業選定後に本事業に参加する大学（参加大学）は補助金の交付を受けることはできません。

問 1 2 補助期間終了後も継続した取組を行う必要があるのか。

(答)

補助期間終了後に本事業の成果を踏まえ、学部と大学院の連結教育プログラムの先導的開発が継続的に行われる計画となっていることを求めているため、積極的な取組を行うことが選定の前提となります。

問 1 3 申請要件は全て達成する必要があるのか。

(答)

全ての要件について申請時において達成しているか、平成 31 年 3 月までに達成する必要があります。

問 1 4 申請要件は、本公募事業に申請する学部のみが満たせば良いのか。

(答)

申請学部のみならず、全学（大学院、専攻科、別科等を除く）において要件を満たす必要があります。

問 1 5 申請要件が達成できなかった場合、ペナルティーはあるのか。

(答)

申請要件の達成状況は厳格に確認します。万一平成 31 年 3 月までに達成されない場合は、以後の補助金について減額又は打ち切りを行うとともに、大学名を公表します。申請要件の達成についての考え方は、問 1 3 を参照してください。

問 1 6 申請要件を維持し、又は達成するための経費は本補助金から支出可能か。

(答)

当該経費は本補助金から支出することはできません。本補助金は、あくまでも本事業の実施に沿った取組を支援するものです。

問17 キャップ制は必ず採用する必要があるのか（大学において、キャップ制以外の単位の過剰登録を防ぐ取組を実施しているが、そのような取組は認められないのか）。

（答）

要件の趣旨（この場合、単位の過剰登録防止）が達成できるのであれば、必ずしもキャップ制にこだわる必要はありません。FDの実施、GPAの導入についても同様です。

問18 共同申請の場合、全申請校が申請要件を満たす必要があるのか。

（答）

そのとおりです。

問19 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。

（答）

文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」の第3条第1項に該当し、平成29年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

2 申請書等関係

問20 申請書類の作成にあたっては手書きでもよいか。

（答）

手書きは認めていませんので、文部科学省ホームページに掲載の様式をダウンロードし、パソコンにより入力・作成してください。

問21 申請書の内容で強調したい部分をゴシック体や太字にすることは可能か。

（答）

可能ですが、基本的には【「(b) 科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業」申請書の作成に当たって】のとおり“MS明朝体(10.5)”としてください。

問22 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

（答）

可能ですが、事業責任者となることについて、本人及び採用する大学の確約が得られていることが前提となります。

問 2 3 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

(答)

学長は申請における全体の責任者であり、取組を推進する事業責任者を兼ねることはできません。

問 2 4 「事業責任者」は 1 名のみ記載すべきか。

(答)

主となって取組を担当する方（責任者）を 1 名記入してください。

問 2 5 「事業責任者」には、例えば私立大学の場合、法人職員の氏名あるいは連携する企業等の職員の氏名を記載することは可能か。

(答)

できません。事業責任者は、申請する取組を実施する責任者となりますので申請代表校の教職員に限ります。

問 2 6 「事務担当者」には、連携する企業等の職員の氏名を記載することは可能か。

(答)

できません。事務担当者は、大学等の教職員に限ります。なお、記載内容の疑義等がある場合は、申請代表校の事務担当者（又は事業責任者）に問い合わせを行います。

問 2 7 事業責任者や事務担当者のメールアドレスは、私用のメールアドレスでも構わないか。

(答)

文部科学省からの事務連絡に用いることから、確実に担当者に連絡できる大学等におけるメールアドレス、原則として担当部署の共用アドレスを記入してください。

問 2 8 「事業責任者」は非常勤の教職員でも構わないか。

(答)

事業責任者は拠点大学の代表者となりますので、取組に責任を有する常勤の教職員である必要があります。

問 2 9 「補助期間における各経費の明細」（様式 3）はどのように記載したらよいか。

(答)

「2. 達成目標と事業計画の具体的な内容」に係る経費のうち、事業を実施するために必要な経費について記載してください。また、補助事業として開始できるのは、補助金の交付内定日となる予定ですので、経費の積算は平成 3 0 年 7 月以降（概ね 9 ヶ月）に必要

となる経費を計上してください。作成の際は、共同申請校（連携校）ごとの経費内容がわかるように留意してください。

なお、記入に当たっては、研究拠点形成費等補助金（Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業）交付要綱、研究拠点形成費等補助金（Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業）取扱要領等を参考にして、各経費の留意点、使用できない経費等をきちんと把握した上で、経費を計上してください。

問30 選定された場合、「補助期間における各経費の明細」（様式3）に記載した内容で補助金が交付されるのか。

（答）

選定された場合は、別途、補助金の交付申請書を提出することになります。その際、審査状況等を踏まえ、予算の範囲内で調整を行うことがありますので、採択された場合であっても、申請書に記載した経費での補助金を交付するものではありません。また、補助金取扱要領等に沿わない経費の場合は、交付の対象にはなりません。

3 審査等

問31 審査委員の氏名は公表されるのか。

（答）

委員会の委員の氏名については、審査が終了し、採択機関決定後、文部科学省ホームページで公表する予定です。

問32 面接審査は全ての申請に対して実施するのか。

（答）

面接審査は、書面審査の結果に基づき文部科学省が面接審査対象の事業計画を決定した上で実施します。詳細については、面接審査を行うこととなった大学に個別に連絡します。

4 補助金関係

問33 研究拠点形成費等補助金は、どのような経費に使用できるのか。

（答）

経費の使途として、物品費、旅費、人件費・謝金、その他（光熱水料等）に使用することができます。施設整備費や学生に対する直接的な経費（奨学金など）などに使用することはできません。

問34 教員は自らの研究に本補助金を使用してよいのか。

(答)

本事業に係る経費は、学部・大学院連結教育プログラムの先導的開発に向けたフイージビリティスタディの実施にのみ使用できます。そのため、研究に支出することはできません。

問35 補助金の経費執行に当たって留意する点はあるか。

(答)

補助金の経費執行に当たっては、補助金交付要綱、取扱要領等に基づき、適切な執行管理が求められます。なお、本補助事業以外の目的での使用など不適切な経費執行があった場合は、厳格に対処することになります。

【物品費】

問36 フイージビリティスタディに必要な設備・機器の整備を行うことは可能か。

(答)

事業の実施に必要な内容であれば可能です。ただし、単に設備・機器を整備するにとどまらず、フイージビリティスタディを実施する上で、整備した設備・機器を確実に活用することが前提となります。

また、設備・機器を整備するための経費については、その必要性や効果及び代替設備の流用について十分な検討・説明が必要です。

問37 本補助金で什器類を購入することは可能か。

(答)

什器類（机・いす・複写機等）やエアコン等、大学として通常備えるべきものに経費を使用することはできません。ただし、学内からの調達が可能であって、補助事業の遂行上不可欠な場合は可能です。

問38 大学の施設の改修費として使用することは可能か。

(答)

大学が当然に整備すべき施設等の建設・改修に要する経費は支出できません。ただし、移設や取り壊しが容易なプレハブ等の仮設の建物については、レンタル、リース等の経費として計上することが可能です。

【人件費・謝金】

問39 TAの雇用単価や勤務時間の上限はあるのか。

(答)

上限はありませんが、勤務時間については、各大学の事情に応じて、当該学生が受ける

通常の研究指導、授業等に支障が生じないように配慮して設定してください。

なお、雇用単価については、一律の単価設定ではなく、能力や業務内容に応じて柔軟な設定となるような工夫が望まれます。

問40 教員等を雇用する際に、能力に基づく給与の算定を行うことは可能か。

(答)

可能です。各大学の規定に基づき、適切に対応してください。

【旅費】

問41 事業担当者以外の教員や事務職員、教育研究支援職員等に対して、旅費を支出することは可能か。

(答)

事業の実施に必要な場合は可能です。各大学の規定に基づき、適切に対応してください。

問42 学生に対する旅費を支出することは可能か。

(答)

本事業の目的に照らして真に必要な支出であり、かつ、支出する大学の各種の規定に基づいた支出であれば補助金から支出することは可能です。

支出に当たっては、本補助金は、教育の質向上に関する改革推進のために必要な経費を補助するものであり、学生の修学にかかる経費を補助することを直接的な目的とする補助金ではないことを踏まえ、十分な検討をお願いします。

5 その他

問43 申請状況や選定状況は公表されるのか。

(答)

申請締切後、申請した大学等名（連携校を含む）、取組名称などを申請状況として公表する予定です。また、選定後は、選定された取組について、取組の概要を含めて公表する予定です。

問44 事前に個別相談を行うことは可能か。

(答)

本事業の趣旨等をご理解いただくことを目的とし、事前に個別相談を行うことは可能ですので、担当までお問い合わせください。なお、個別相談は、申請前の事前審査を行うものではありません。